

突然、差し押さえの通知が…

納めきれない消費税、国保、社会保険料 「納税緩和」制度の活用を



民商では、「納税緩和」制度※の活用を進めています。
認められれば、合法的に分割納付が認められ、差し押さえ
解除や延滞金の軽減などが行われます。

※「納税緩和」制度とは

本人の申し立てや職権によって合法的に分割納付を認め、差し押さえの解除や、延滞金を軽減する制度です。「納税の猶予」「換価の猶予」などの制度があります。

状況によって、滞納している税金などの納付義務を消滅させる措置（滞納処分の執行停止）が適用されます。

国税だけでなく、地方税、社会保険料などにも適用されます。

■社会保険、労働保険の対応も 民商で安心

親会社や元請けから「社会保険に加入を」と言われて困っていませんか？

民商では、社会保険の加入、納付の相談に乗っています。
また、厚生労働大臣認可の労働保険事務組合をつくり、労災保険や雇用保険の加入、適用の実務をサポートしています。

社会保険、労働保険の相談は民商へ。

納めきれない税金や国保、
社会保険料の相談は、
一人で悩まず民商へ

全国商工団体連合会

〒171-0031 東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03-3987-4391

FAX 03-3988-0820

<http://www.zenshoren.or.jp>

